



近畿税理士会

発行 平成17年8月

泉大津支部だより 17年夏号

No.14

発行/近畿税理士会泉大津支部 支部長 林 武史

事務局 泉大津市二田町1丁目14-13 TEL/FAX 0725-21-6263

編集委員/萬野 俊史・阪 広久・上吹越 弘・中島 浩・村上 香世・田中 俊英

ご挨拶

近畿税理士会泉大津支部

支部長 林 武史



拝啓 残暑の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は支部運営に格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在の景気はバブルの後遺症が薄れ、底を打ち、自立反転を覗うかのように感じられます。思い起こせば2003年8月、景気回復の期待を受けて長期金利が急騰しました。景気回復が鮮明になるほど金利先高感が強まり、国債から株式等への資金シフトによって長期金利に上昇圧力がかかりやすくなります。また、同年2月には、貸し渋りや債務超過への対応のため政府系金融機関による融資の新設拡充がはかられました。中小企業の融資環境がこの2003年を機に大きく変化しました。今現在、長期金利は1.3%弱、長期プライムレートは1.45%で推移していますが予断を許しません。

我々税理士は、この金利動向を継続的に注視し、関与先と政府系及び民間金融機関の間に立って積極的に融資に対して助言をしなければなりません。関与先に最も適した金融機関及び融資条件の選択は、経営基盤の安定化に最も重要なことと考えおります。

我が支部は、研修会や意見交換会等を通じて政府系及び民間金融機関と交流をはかり、融資に関する全ての情報を収集するため積極的に活動して参りたいと思っております。

最後になりましたが、残暑厳しき折柄、会員先生方にはご自愛下さいます様お祈り申し上げます。

敬具



- 1面 支部長挨拶
- 2面 泉大津税務署長挨拶
- 3面 副支部長挨拶
- 4面 総会開催報告
支部ゴルフコンペ
- 5面 第13回誌上研修「個人情報保護法と事業者の対応」について
- 7面 インドネシアの思い出
阪神タイガースと経済効果
新会員自己紹介
- 8面 告知板・会員異動・原稿募集・編集後記

残暑お見舞い申し上げます

泉大津税務署長 白崎 利宗



残暑厳しき折柄、近畿税理士会泉大津支部の会員の皆様方には、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

泉大津税務署に着任してから早いもので1年が経過しましたが、その間、近畿税理士会泉大津支部の会員の皆様方には、税務行政全般にわたりまして、深い御理解と温かい御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。また、引き続き泉大津税務署長を務めさせていただきますので、今後とも深い御理解と温かい御支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、現在の我が国の状況を見ますと、少子高齢化の急速な進展、家族構成の変化や働き方の多様化、さらには経済のグローバル化など、高度成長期の日本とは大きく様変わりしており、このような社会環境の変化に対応するために、様々な税制の見直しが行われているところであります。

そのような中、今年は、所得税に関しては年金課税の見直し、また消費税に関しては課税事業者免税点の一千万円への引き下げの適用が開始されることから、所得税及び消費税の申告者数が大幅に増加する年でございます。

税務署としては、申告者数の増加を大きな問題として捉えておりまして、とりわけ個人の申告者数が増加することから、18年春の確定申告につきまして、今からその対応策を検討しているところでございます。

たとえば、相談に訪れる納税者数の増加に対応するため、確定申告相談会場の場所や運営をどのようにすべきか、また、新たに消費税等の申告が必要となる者に対して申告等の手続をどのように周知していくか、さらには振替納税の利用促進など滞納を未然防止するためにはどのようにすべきかなど、課題はたくさんありますが、各種施策を効果的に実施して、平成17年分の確定申告が円滑に推移するよう、最大限の準備をしてみたいと考えておりますので、なにとぞ御理解と御支援のほどよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、近畿税理士会泉大津支部の今後ますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝・御事業の御繁栄を祈念いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012
大阪市中央区谷町1丁目5番4号
TEL (06) 6941-6888
FAX (06) 6947-2800
URL: <https://nl.vpo.fenics.or.jp/vnfs/>

保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、全税共年金
所得補償、総合事業保障プラン、小規模企業共済
ゴルフアース保険、自動車保険

金融・カード

税理士(マーク入り)カード、住宅ローン
自動車ローン

不動産

トリニテシステム(相続対策)、不動産情報(売買、仲介)
戸建住宅、ビルの賃貸

販売あっせん

業務関連用品、パソコン関連、オフィス家具
紳士・婦人服イージーオーダー
健康食品(プロポリス、カキ肉エキス)
チタン製印鑑、ガソリン、墓石、墓園

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権
(株)公益社、リース関連、人材派遣
セキュリティ、コーヒーマシンレンタル
保養施設

副支部長挨拶



総務委員会担当
延時 隆



厚生委員会
網紀観察担当
川上 忠廣



業務対策委員会
広報委員会担当
萬野 俊史



総務（会計）
税務指導対策担当
原 正人



情報化対策委員会
研修委員会担当
阪東 寛

支部と税理士会

延時 隆

副支部長4期目をさせていただくことになりました。と同時に、税理士会本会においても、池田会長より本年7月からの常務理事・経理部長2期目を拝命しました。

近畿税理士会本会の執行部では、税理士制度の確立を図り、その維持発展のために必要な施策を進めております。特に、税理士の無償独占堅持のため、書面添付制度の普及、e-Japan戦略としてのe-TAX電子申告の普及推進、納税者の視野に立った税務支援、公益的業務の地域社会貢献に努めております。

また、昨年、近畿税理士会館において、全国の税理士会でも初めての常設の税務相談センター、NPO法人の税務・会計相談室を設置するなど、社会貢献施策を行っています。

当支部においても同様に、和泉市役所・泉大津市役所の市民相談室に税務相談を設けており、特に資産税相談を多く受けております。本来の税理士業務を執務しつつ、本会の税理士業務を執務しつつ、本会会員、支部会員のために、そうした税理士会本会執行部と支部執行部の双方に同時に従事する者として、その数々の役割をこれからは果たしてまいりたい所存でありますので、よろしく願ひ申し上げます。

ごあいさつ

川上 忠廣

厚生委員会を担当することとなりました、川上忠廣です。

当委員会の今年の行事としては、10月下旬頃に支部親睦旅行1月中旬頃に懇親会を予定しております。支部会員皆様の多数の参加をお待ちしております。

また、年3回のゴルフコンペも行ってまいります。こちらの方もご参加をよろしく願ひします。

私事ですが、囲碁が趣味で毎日インターネットで対局しております。インターネット対局では「待つた」は出来ません。クリックを間違えたとそのまゝ、何度負けたことか。それと相手の顔が見えないことで失礼のないように心がけています。

できれば当支部においても、囲碁同好会が出来れば...と思っております。囲碁を趣味としている方、私まで連絡をお願いします。

和気あいあい

萬野 俊史

はじめて副支部長に任命され、業対・広報を担当することになりました。日頃は、仕事の面でもなにかとストレスの多い会員の皆様に、せめて一〇〇人余の泉大津支部のなかだけでも「和気あいあい」とお付き合いができればと思っております。

広報委員会では、「支部だより」をととして支部の研修や厚生活動・情報だけでなく、会員の皆様に見て楽しんでいただけるよう紙面を工夫したいと思ひます。

会員の皆様には、自慢話や是非支部の皆さんに見てもらいたい記事・写真・川柳等の積極的な投稿を期待します。

を期待します。

業対委員会では、不況を脱しきれないこの泉州地域の金融情勢を鑑みて、税理士としてクライアントに少しでもお役にたてるため、金融機関との情報交換を前期に引き続き行いたいと思ひます。

ごあいさつ

原 正人

平素は、支部運営に對しまして温かいご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年度は、新たに総務の会計と、前年度に引き続いて税務指導対策を担当させて頂くことになりました。

当支部では、以前より一般納税者に対して、積極的に無料納税相談等を実施してきましたが、既にご承知の通り、このほど税理士を取り巻く税制が抜本的に見直されました。全ての税理士が税務支援事業に従事することが、税理士法において義務化されることになりました。

このようなことから、来たる確定申告期における新たな税務支援体制が今現在検討されているところですが、一人あたりの従事日数を何日にするのか、また免除対象者の範囲をどうするのか等の点について、支部においても明確化する必要があります。

いすれにしても、平成17年度からは所得税並びに消費税の改正に伴って、申告者の数が大幅に増加することが確実であることから、会員先生方には変わらぬご支援、ご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

ごあいさつ

阪東 寛

平成17年6月2日開催の第25回定期総会におきまして、はからずも副支部長に選任されました阪東寛でございます。研修委員会と情報化委員会を担当いたします。

研修に関しては、昨年度幹事として担当してまいりまして、会員先生の利便を図るために、支部自体で年10回の研修を開催しており、遠方まで行かなくても受講していただけるよう準備致しました。その結果、今年（CH16.4.1-H17.3.31）は昨年度を大幅に上回る受講記録の提出を頂きました。研修会開催にあたっては、会員先生方からの多大なるご協力の結果、無事円滑に研修事業を遂行できたこと、この誌上をお借りして御礼申し上げます。

今年度研修委員会と致しましては、継続して研修を行っていく意義を再認識し、引き続き年10回の研修を予定しておりますので、ふるって参加して頂きたいと思っております。

また情報化につきましては、泉大津支部ホームページの掲載に当初から携わってこられた前委員諸氏からの引き継ぎを受けており、今後も最新の情報を会員先生に提供できるよう努力していききたいと考えております。

以上、微力ではございますが、支部事業の活性化が図られるよう業務を遂行していく所存ですので、会員先生方にも引き続きご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

平成17年度 総会開催報告

去る6月2日（木）、ホテルレイクアルスターアルザ泉大津において、近畿税理士会泉大津支部の第25回定期総会が開催されました。平成16年度の事業報告及び決算報告に続いて平成17年度の事業計画案及び収支予算案、役員改選といった議案がそれぞれ審議されましたが、滞りなく全議案が承認・可決されました。



支部ゴルフコンペ

畑中 榮造

恒例の支部ゴルフコンペは、7月13日に奈良県御所市の秋津原ゴルフクラブで開催されました。梅雨の時期でもあるので、天気の話が心配でしたが、当日は梅雨明けを思わせるような天候で朝から真夏の太陽が照りつけ、セミが鳴き絶好のゴルフ日和に恵まれました。

当日のコンペは4組15名の出席者です。スタート時にはキャディーさんに色々とホールの狙い目や、飛ばす人はどこが良いとかアドバイスを受けました。その縁な中、15名の全員が和気あいあいとスタートしていきました。

私と云えばボールは飛ばないし、ラフに入ったボールはなかなか脱出せず、ノータッチと言われたスタート時のルール説明の一言が苦しみを倍増し、スコアが伸びませんでした。実力通りの結果に終わりました。

今回の優勝者は、林昭典先生でした。ベスグロはトータル87で、幸野陸紀先生でした。若い先生方の出席が多かったのも今回の特長かと思いました。今後は一人でも多くの若い先生方の出席をお願いします。この会を盛り上げて下さい。私と一緒にラウンドして下さい。3人の先生方に色々と迷惑をおかけした事を心からお詫び致します。往復の車で世話になった2人の先生方にお礼申し上げます。

私が何故このレポートを書いているかといえば、BBになった者が書くという決まりからです。

			TOTAL	HDGP	NET
優勝	林 昭典		90	10	80
2位	小西 儀孝		117	36	81
3位	幸野 陸紀		87	4	83
4位	宮田 和義		88	4	84
5位	高岩 弘至		108	23	85
ベスグロ 幸野 陸紀					



■個人情報保護法とは

①個人情報保護法の目的

この法律では、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。したがって、法律の趣旨は個人情報の使用自体を禁止するものではなく、ルールに則り個人の権利利益の保護が図られていれば、個人情報を使用することに、なんら問題はありません。

②この法律で決めていること

個人の権利利益を保護するとの目的のために、個人情報の入手や利用方法、漏洩の防止等に関して一定のルールを定めたのが「個人情報保護法」です。

ただし、この法律では、民間の事業者の個人情報の取扱いに関して共通する必要最小限のルールしか定めていません。このため、事業者は、所管する各省庁等が事業等の分野の実情に応じ、より具体的に策定したガイドラインを参考にし、個人情報保護に取り組むことになります。

現在、各省庁等でガイドラインを出していますが、経済産業省のガイドラインが、より具体的な記述をするとともに、もっとも一般的なものとなっていますので、多くの業種で参考にしているようです。

■個人情報とは何か？

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、これに含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

氏名、性別、生年月日等がその典型例ですが、個人の身体、財産、社会的地位、身分等の属性に関する情報であっても、氏名等と一体となって特定の個人を識別できるのであれば「個人情報」に当たります。

また、それだけでは特定の個人を識別できなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより識別が可能となる場合も個人情報に当たります。

■対象となる個人情報取扱事業者とは

個人情報を取り扱う事業者のすべてが、この法律で規定するところの「個人情報取扱事業者」になるわけではありません。

法律では、取り扱う個人情報の量や利用方法からみて個人の権利利益を害する恐れが少ないものは、個人情報取扱事業者から除外するとし、その線引きを5千件と定め、これ以下なら除外し、これを越える場合は個人情報取扱事業者に該当するとしています。

その詳細は、次のとおりです。

【対象となる事業者】

この法律では、5千件を超える個人情報をコンピュータなどを用いて検索することができるよう体系的に構成した「個人情報データベース等」を事業活動に利用している事業者が義務規定の対象となります。

「個人情報データベース等」には、コンピュータ処理情報のほか、紙の情報（マニュアル処理情報）であっても、個人情報を五十音順、生年月日順、勤務部署順など一定の方式によって整理し、目次、索引等を付して容易に検索できる状態に置いてあるものも含まれます。

事業に利用している5千件の数には、たとえば、事業を実施する上で必要となる顧客の情報、従業員の情報等が含まれます。

【電話帳等を使っているだけでも義務規定の対象事業者となるのか？】

電話帳、市販のカーナビのように、個人情報としては氏名、住所、電話番号のみしか含まない個人情報データベース等を、他の個人属性に関する情報を付加するなどの編集・加工をしないで利用する場合には、その利用方法からみて個人の権利利益を侵害するおそれが少ないことから、個人情報取扱事業者の要件である個人情報の量（5千件）の算定から除外されるとともに、個人情報取扱事業者の義務規定は適用されません。

■個人情報取扱事業者の義務

では、個人情報取扱事業者には、どのような義務があるのでしょうか。法律では事業者に対して、以下のことを求めています。

①利用目的の特定、利用目的による制限

- ・個人情報を取り扱うに当たって、利用目的をできる限り特定しなければなりません。
- ・特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはなりません。

②適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等

- ・偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはなりません。
- ・個人情報を取得したときは、本人に速やかに利用目的を通知又は公表しなければなりません。また、本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければなりません。

③正確性の確保

- ・利用目的の達成に必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければなりません。
※個人データとは、個人情報データベース等を構成する個人情報のことです。

④安全管理措置

- ・個人データの漏えいや滅失を防ぐために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。
- ・安全に個人データを管理するために、従業員に対し必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- ・個人データの取扱いについて委託する場合、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

⑤第三者提供の制限

- ・あらかじめ本人の同意を得ないで、他の事業者など第三者に個人データを提供してはなりません。
- ・本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、一定の事項をあらかじめ通知等しているときは、本人の同意を得ずに第三者提供することが可能です。
- ・委託の場合、合併等の場合、一定事項の通知等を行い特定の者と共同利用する場合は第三者提供とはみなされません。

⑥開示、訂正、利用停止等

- ・保有個人データの利用目的、開示等に必要な手続、苦情の申出先等について本人の知り得る状態に置かなければなりません。
- ・本人からの求めに応じて、保有個人データを開示しなければなりません。
- ・保有個人データの内容に誤りのあるときは、本人からの求めに応じて、訂正等を行わなければなりません。
- ・保有個人データを法の義務に違反して取り扱っているときは、本人からの求めに応じて、利用の停止等を行わなければなりません。

※保有個人データとは、個人データのうち開示等の権限を有し、6ヶ月以上にわたって保有する個人データのことです。

⑦苦情の処理

- ・本人から苦情などの申出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければなりません。
- ・本人からの苦情を、適切かつ迅速に処理するため、苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定等必要な体制を設備しなければなりません。

【事業者がすべきこと】

以上が個人情報取扱事業者の義務ですが、では、具体的には何をすればよいのでしょうか。

政府は、事業者等の取組を促進するために、平成16年4月2日に「個人情報の保護に関する基本方針」を閣議決定しました。その中では、事業者の取組に当たって重要な事項として、

- ①プライバシーポリシーの策定・公表等、事業者が行う措置を対外的に明確化する。また、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合には、二次被害の防止等の観点から、可能な限り事実関係を公表する。
- ②個人情報保護管理者を設置する等、個人情報の安全管理について事業者内部の責任体制を確保するための仕組みを整備する。また、個人情報の取扱いを外部に委託する場合は、委託元と委託先のそれぞれの責任等を明確に定めるなど実効的な監督体制を確保する。
- ③教育研修の実施等を通じて、実際に事業者の内部に置いて個人情報を取り扱うことになる従業員の個人情報保護意識を徹底する。

の3点を示しています。

【まずはホームページにプライバシーポリシーの掲載を】

すでに、個人情報保護法はスタートしています。個人情報取扱事業者であるとわかった場合、すぐに対応できるのが、ホームページへのプライバシーポリシー（個人情報の取扱いに関する宣言）の掲載でしょう。

まず、目に見える形で、個人情報保護に対する企業の姿勢・取り組みを対外的に示すことが重要です。

■この法律に違反すると

個人情報取扱事業者が義務規定に違反し、不適切な個人情報の取扱いを行っている場合には、事業を所管する主務大臣が、必要に応じて、事業者に対し勧告、命令等の措置をとることができますし、事業者が命令に従わなかった場合には罰則の対象になります。

罰則は、6ヶ月以下の懲役、または30万円以下の罰金となります。

■この法律を所管するのは？

この個人情報保護法を所管するのは、内閣府で、担当は国民生活局個人情報保護推進室（電話03-3581-3712）です。

<http://www8.cao.go.jp/kojin-jyohou/>

（参考文献）

（株）税経 「個人情報保護法と事業者の対応」

村上 香世

一足先に着任していた夫の下へ
幼い3人の子供達を連れて成田を
発った朝は不安と心細さで一杯で
した。当時直行便も無く、10時間
近くかかってやっと到着した夕暮
れのスカルノハツタ空港で、肌
にまとわりつくじつとりと暖かい空
気に「この国での生活が始まるん
だ」と実感させられた事を思い出
します。

インドネシアと日本との関係は豊富な天然資源の輸入や現地生産又日本からの莫大なODAや様々な技術協力など大変重要な物があがり、そのためジャカルタには多くの日本人が住んでいます。当時ほとんど日本の駐在員の家には現地のメイドさんが住込みで働いてくれていて、日本で子育てに追われていた私は「ラッキー！」と素直に喜んだものでした。

ジャパンクラブや日本人学校を通じた駐在員相互の交流は、仕事の上でも生活の上でも様々なことを世話したりされたりで、とても親密なものでありました。

阪神タイガースと経済効果

田中 俊英

今年の阪神タイガースは、とても好調で、このまま、選手にけが人がでることなく快調に勝ち進んで行けば、間違いなく優勝するはずである。

野球観戦が好きな私は、子供のころからのタイガースファンでもあったため、弱いときも、強いときも年に何回かは甲子園に野球観戦に行っている。ただ、万年最下位で「ダメ虎」と言われていた時期の観戦ほどつまらないものはないものがあったが、2年前、優勝した時や今年のように強い阪神タイガースを観戦していると、美味しいビールが飲めるし、試合後の「六甲おろし」を歌うときはストレスの発散にもなって、とてもこちよい気分になれる。

ところで、2年前に阪神タイガースが優勝した時、『阪神タイガースと経済効果』という言葉がマスコミ等で取り上げられた。一言で言えば、阪神タイガースが強け

ちなみに、2年前の日本シリーズの際、約4割の阪神ファンが福岡へ移動したらしい。

当時大阪府立大学の宮本教授が「今年阪神が優勝したら関西で734億円の経済効果が発生する」と言ったのが新聞の1面トップに出た。同じく日本総研が12000億円くらいの経済効果があると発表し、UFJ総研にいたっては全国規模で、4000億円から6000億円の経済効果あると試算した。本当にそれだけの効果があったかどうかは疑問ではあるが、当時、ダメ虎と言われていた阪神タイガースが星野監督を迎えて、強いタイガースへと変貌することに、より、経営者やサラリーマンなどには「おれ明日頑張ってみようかかな。あれだけ弱い阪神も頑張ってる。あれだけ弱い阪神も頑張ってる。努力して、優勝したんやから」というような動機付けと勇気を与えることに阪神タイガースの優勝は効果があったような気がする。

今年、2年前のように阪神タイガースが優勝し、また、願わくは日本シリーズでも優勝して日本一になることによつて停滞気味の日本の景気に様々な経済効果をもたらしてもらい、懸命に頑張っている経営者やサラリーマン、または若者等に夢と希望と活力を与えてくれることを切に願っている。

鈴木 啓之 昭和47年8月7日生(登録番号:99688)

泉大津支部の皆様こんにちは。昨年12月に東支部から転入して参りました。まだ、税理士になったばかりの未熟者ですが、「楽しく、明るく、元気よく」をモットーに頑張っています。泉大津支部の皆様には、税のことは勿論のこと、それ以外のことも色々ご指導戴きたいと思っております。このような私ですが、どうかよろしくお願い致します。

(略歴) 平成5年、専門学校卒業後、一般企業に就職。経理の仕事を経験して税に興味を持ち、平成9年、税理士の受験勉強を開始。平成15年に税理士試験に合格し、平成16年4月に税理士登録、同年12月に和泉市にある実家で独立開業。趣味は、スポーツ観戦です。最近は、F1観戦を楽しみにしています。プロ野球は、阪神タイガースを応援しています。

北野 秀一 昭和22年7月6日生(登録番号:102777)

名古屋国税局管内の税務署で主に個人課税部門・総務課の仕事に従事し、昨年三重県の津税務署を最後に退職いたしました。私自身大阪に住むのは初めてですが、妻は大阪市出身で娘も大阪市内の会社に勤務しており、又、親族も高石市にいますので、泉大津市に住まいを移し開業いたしました。

趣味は旅行で名所旧跡・古い史跡巡りをするのが楽しみです。これからは、今までの経験を生かし微力ながらもがんばっていきなれと思いますので皆様方の御指導・御鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

杉本 太平 昭和51年5月15日生(登録番号:102805)

現在、趣味といえるほどのものは何也没有什么。なにか挙げるとしたら高校からやっているアメフトで汗を流すこと、だんじり、食えること、などです。日常生活、また商業活動など、あらゆる面で倫理観のない、なんでもありの行為が横行している昨今ですが、一日でも早く理念ある人生観を確立していきたいと思っている今日この頃です。社会人としても、税理士としてもまだまだ未熟ですので、今後とも皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

(略歴)平成15年3月 札幌大学大学院を修了。同年4月 杉本光伸公認会計士事務所入所。平成17年5月税理士登録

支部行事 告知板

研修委員会より

8月以降も毎月のように支部研修会の開催を予定しています。内容も、会社法の改正や税法の改正など多岐にわたっていますので、会員各位の積極的なご参加をお待ちしております。なおその際には、くれぐれも申込期日を遵守していただきたくお願い致します。

広報委員会より

今後の紙面作りに役立てたいと思っていますので、別紙のアンケートにご協力下さい。

<会員の異動>

平成17年6月30日現在 会員 107名

(内税理士法人1)

入 会

平成17年5月13日 三宅 正英 先生

事務所：〒595-0805 泉北郡忠岡町忠岡東 1-6-21
TEL 0725-32-4868

平成17年5月24日 杉本 太平 先生

事務所：〒594-0023 和泉市伯太町2-3-27 伯太ビル2階
TEL 0725-45-2288 FAX 0725-41-6006

平成17年5月24日 北野 秀一 先生

事務所：〒595-0061 泉大津市春日町4-16
ジュネス泉大津アレグロ505号
TEL 0725-32-2505 FAX 0725-32-2505

住所変更

平成16年12月18日 柴田 定衛 先生

事務所：〒595-0023 泉大津市豊中町 2-5-7
TEL 0725-45-1132 FAX 0725-45-3018

平成17年5月12日 中堅 育司 先生

事務所：〒594-0031 和泉市伏屋町 3-14-19
TEL 0725-41-6553 FAX 0725-41-6553

平成17年4月27日 村上 香世 先生

事務所：〒592-0005 高石市千代田 2-6-4
TEL 072-264-6969 FAX 072-265-3366

平成17年5月19日 稲葉 實 先生

事務所：〒594-0073 和泉市和気町 1-21-5
TEL 0725-44-0649 FAX 0725-44-0649

平成17年6月24日 小柳 孝平 先生

事務所：〒594-0074 和泉市小田町 1-1-26
TEL 0725-45-3369 FAX 0725-45-3365

ご逝去

平成17年3月3日 木村 道夫 先生

平成17年4月2日 津名 源三 先生

平成17年4月9日 船富 勝 先生

転 出

平成17年3月31日 竹野 康夫 先生
(福島支部へ)

平成17年5月 2日 横山 光治 先生
(天王寺支部へ)

業務廃止

平成17年3月23日 大江 裕 先生

平成17年3月30日 谷 政和 先生

原稿募集!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>
また広報委員会では随時原稿を募集しています。
業務に関する疑問、問題提起、趣味、随想 etc テーマは問いませんのでぜひ応募下さい。



お問い合わせは、広報委員会 阪 広久
まで。

TEL 0725-46-0123

FAX 0725-46-0250

e-mail hiro@cpa-saka.co.jp

編集後記



この夏号より編集委員が一新しました。歴代編集委員の力作に負けたくないような紙面作りを目指しますので、先生諸賢にもご協力お願い申し上げます。

私事で恐縮ですが、愚妻が子供を連れて、一昨年10月よりオーストラリアへ留学しております。まもなく帰国しますがこの二年間、彼の地で本当にいろんな人たちのお世話になりながら、無事過ごして参りました。

今号では村上先生の「インドネシアの思い出」が掲載されていますが、小生自身も家族の留学という経験を通じて図らずも、日本という国を違う角度から見る機会に恵まれました。いろいろ思うところありますが、この7月に豪国で二歳になった我が子が、帰国してから活き活きした表情を見せてくれるような国であって欲しいと、つくづく願う毎日です。

(阪)